

令和7年度 東海市不登校対策の方針

1 基本方針

「一人を粗末にするとき、教育はその光を失う」というスタンスに立ち、特別な支援が必要な子どもや、不登校傾向のある子どもへの組織的なケアをさらに充実させる。

- (1) 学校が児童生徒にとって「心の居場所」になるように、学校生活における様々な場面で一人一人の自立への援助をするとともに、児童生徒の状況を早期に把握し、学校として組織的に対応する。
- (2) 不登校の子どもたちが学びに向かうことができるよう、スクールソーシャルワーカーなどによる巡回活動や教育支援センター「ほっと東海」による支援活動をさらに充実させる。

2 取組の重点

- (1) 学校としての組織的対応の充実

ア 増改傾向にある不登校児童生徒の状況を学校が正確に把握できるよう月例報告の集計方法を見直し、30日以上欠席数になった児童生徒について、「東海市不登校対策協議会」において本市の不登校の状況を説明できるようにする。また、長期的な欠席となった児童生徒について、学校とともに当該児童生徒に対する今後の対応を協議するなど、早期対応や早期解決に向けて具体的な対応策を示していけるよう努める。

イ 家庭的要因を背景に不登校傾向にあると考えられる児童生徒とその家庭等に対し、支援が必要であると判断した場合は、スクールソーシャルワーカーが中心となり、関係機関と連携して課題の解決を図ることを目指す。また、スクールソーシャルワーカーの学校ごとの支援件数の経年変化を分析し、その結果から、スクールソーシャルワーカーの配置の見直しに生かしていくとともに、スクールソーシャルワーカーの更なる拡充を目指し、担当指導主事が学校に出向いて管理職や養護教諭と情報交換を行う。

ウ 校内教育支援センター（別室支援）に取り組んでいる学校を担当指導主事が巡回し、その取組状況の把握に努めるとともに、効果的な取組については「不登校対策担当者会」で紹介するなど、校内教育支援センターの必要性について

も検討していく。

(2) 教育支援センターの整備

ア 教育支援センター「ほっと東海」の活動内容や訪問指導等を含めた学校等との連携の在り方について現状の振り返りを行い、不登校児童生徒の学習指導や自立支援活動の充実に努める。

イ 横須賀教室、上野公民館教室、平洲中学校教室の相互理解と協力体制づくりのため、3教室を統括する教育相談員を配置し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも交えた情報交換・ケース検討会を開催することにより、個々の事例に適切に対応できるようにする。

ウ 教育相談員による相談活動・訪問指導、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談活動・親の会の開催等、不登校児童生徒のためのサポートセンターとしての機能を充実させる。

エ 学校との連絡会開催など、教職員、保護者、地域に対して教育支援センターの役割、活動内容についての適切な理解が得られるようにする。

(3) 子どもの自立と未来を語る会の開催

ア 校長会研究組織である進路指導部会と不登校対策担当者会の協力を得ながら、不登校生徒の自立に向けた進路選択の在り方について、保護者や生徒にガイダンスを行う。

イ 令和7年7月26日（土）東海市勤労センターで開催する。

(4) 青空教室の開催

ア 不登校傾向にある児童生徒が若狭湾の雄大な自然と触れ合うことで活動のエネルギーを充電し、参加者相互の交流を図り、チャレンジしようとする意欲を高めるため実施する。

イ 教育支援センターに通う児童生徒を含め、市内小中学校に通う不登校傾向の児童生徒を対象に、国立若狭湾青少年自然の家において2泊3日で開催する。

ウ 引率には、東海市教育委員会指導主事と教育支援センター「ほっと東海」の教育相談員・教科指導員・サポーター等が当たる。

エ 令和7年9月13日（土）～15日（月・祝）の日程で開催する。

(5) その他

校長会担当研究組織「不登校対策担当者会」に研修資料等の提供に努める。